

## 一般演題登録を行う前にお願いしたいこと

学会における研究発表では「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下、医学系指針）」の遵守が求められますが、例年、本学会の演題登録後に倫理的配慮・手続きの不備が指摘されるケースが多くみられます。スムーズに登録を進めるために、事前に以下の準備と対応をお願いいたします。

### 登録前の第1ステップ

日本在宅医療連合学会のホームページにある「研究の 카테고리分類フロー」を参考に、ご自身の演題の 카테고리（Ⅰ～Ⅴ）を明確にしてください。事前の倫理審査の要否を確認することができます。

<https://www.jahcm.org/assets/images/pdf/231027ver5y-1.pdf>

（\* 日本医学会連合「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」に基づき作成 <https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2023/08/20230828154817.pdf> ）

### 登録前の第2ステップ

【カテゴリーⅢ・Ⅳに該当する場合】

→医学系指針の対象研究です。必要な手続きを終えていることを確認してから演題登録してください。

【カテゴリーⅤに該当する場合】

→医学系指針の対象外の研究です。原則倫理審査は不要ですので、演題登録にお進みください。

【ご自分の研究がどのカテゴリーか判断に迷う／わからない場合】

→早めに学会事務局にお問い合わせください。倫理・利益相反委員会から回答します。

日本在宅医療連合学会倫理・利益相反委員会は、研究デザインごとの解説ビデオを11月の一般演題募集開始までにホームページで公開する予定です。そちらもご参考にしてください。

### 登録前の第3ステップ（一般演題を応募するときの注意すべきポイント）

- ・発表者の施設名がわかる内容を抄録に入れしないでください（査読過程を公正にするため）。
- ・薬剤名は一般名を、医療機器等も商品名ではなく一般名で記載してください。
- ・活動報告、研究報告の定義をよくご確認いただき選択してください。活動の結果を分析している場合は研究報告になります。
- ・活動報告、研究報告共に決められたフォーマットに従って記載してください。
- ・倫理審査が不要な研究（カテゴリーⅤ）も、個人情報保護など被験者への倫理的配慮は必要です。施設・研究者の責任のもとで行ってください。

以上

日本在宅医療連合学会 倫理・利益相反委員会